収入印紙貼付欄	受付印	収入印紙 １０００円	確認印
		予納郵券 円	
		備考欄	

配偶者暴力等に関する保護命令申立書

（□再度の申立て　　□追加の申立て）

東京地方裁判所民事第９部弁論係　御中

令和　　年　　月　　日

申　立　人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

当 事 者 の 表 示

別紙「当事者目録」記載のとおり

添付書類（□ 内にレを付したもの。）

□　申立書写し（副本）　１通

□　戸籍謄本　　□　住民票の写し　　各１通　＊　戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出

□　甲号証写し　　各２通

□　写真　　□　診断書

□　陳述書

□　登記事項証明書　　□　賃貸借契約書

□　子（子が１５歳以上の場合）・親族等の同意書

□　　□

申 立 て の 趣 旨

（ただし、□については□内にレを付したもの）

□〔退去等命令〕※「□６か月間」は、相手方と共に生活の本拠としている住居の所有者又は賃借人が申立人のみである場合に選択可能です。これを選択する場合は、申立ての理由１(5)の記載が必要です。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□２か月間、□６か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□２か月間、□６か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居の付近をはいかいしてはならない。

□〔接近禁止命令〕

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して１年間、申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□〔電話等禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年間、申立人に対し、次の各行為をしてはならない。

① 面会を要求すること。

② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）２条１号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

上記「電子メールの送信等」とは、次のア、イのいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう（以下同じ。）。

ア 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成１４年法律第２６号）２条１号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

イ 上記アに掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用するものを用いて通信文等の送信を行うこと。

⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

⑨ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）２条１項１号に規定する位置情報をいう。以下

同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で、同法２条４項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有するものをいう。以下同じ。）（⑪に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を次の「位置情報の取得方法」記載の方法により取得すること。

「位置情報の取得方法」

ア　位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

イ　位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

ウ　位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

⑩　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下同じ。）（⑪に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

⑪　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他次の「その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為」記載の行為をすること。

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為」

ア　その所持する物に位置情報記録・送信装置等を差し入れること。

イ　位置情報記録・送信装置等を差し入れた物を交付すること。

ウ　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）２条１項９号に規定する自動車、同項１０号に規定する原動機付自転車、同項１１号の２に規定する自転車、同項１１号の３に規定する移動用小型車、同項１１号の４に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）１条１号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置等を取り付け、又は差し入れること。

□〔子への接近禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年間、下記子の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）、就学する学校その他の場所において下記子の身辺につきまとい、又は下記子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□〔子への電話等禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年間、下記子に対し、上記〔電話等禁止命令〕記載の②から⑪までの各行為（ただし、⑤に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならない。

記

［子への接近禁止・電話等禁止を求める場合の子の表示］

(1) 氏　名（ふりがな）　（平成・令和　　年　　月　　日生）

(2) 氏　名（ふりがな）　（平成・令和　　年　　月　　日生）

(3) 氏（ふりがな）名　　（平成・令和　　年　　月　　日生）

□〔親族等への接近禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して１年間、下記親族等の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において下記親族等の身辺につきまとい、又は下記親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

［親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示］

(1) 氏（ふりがな）名

（昭和・平成　　年　　月　　日生）

（申立人との関係：　　）

(2) 氏（ふりがな）名

（昭和・平成　　年　　月　　日生）

（申立人との関係：　　）

(3) 氏（ふりがな）名

（昭和・平成　　年　　月　　日生）

（申立人との関係：　　）

申立費用は相手方の負担とする
との裁判を求める。

申 立 て の 理 由

（ただし、□については□内にレを付したもの）

1　私と相手方との関係は、次のとおりです。

(1)〔申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合〕

□　私と相手方は、平成・令和　　年　　月　　日婚姻届を提出した夫婦です。

□　私は相手方とは婚姻届を提出していませんが、平成・令和　　年　　月　　日から夫婦として生活しています。

□　事実婚と認められないとしても、(2) のとおりの交際関係です。

□　私は平成・令和　　年　　月　　日相手方と離婚（事実婚を解消）しました。

(2)〔申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合〕

□　私と相手方は、平成・令和　　年　　月　　日から交際関係にあります。

□　私と相手方は、平成・令和　　年　　月　　日に交際関係を解消しました。

□　相手方と共にする（共にしていた）生活の本拠は、

□　当事者の表示記載の相手方の住所

□　その他（　　）です。

□　私と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は次のとおりです。

(3)　同居を開始した日：平成・令和　　年　　月　　日

(4)□　私と相手方は、現在、**同居（生活の本拠を共に）**しています。

□　ただし、令和　　年　　月　　日から一時的に避難しています。

□　私の物（　　）※は、まだ当事者の表示記載の申立人の住所にあります。

（※相手方に知られても構わないものについて、例えば、衣服、家具、生活用品などと記載してください。）

□　平成・令和　　年　　月　　日から**別居（生活の本拠を別に）**しています。

(5)　※申立ての趣旨で６か月間の〔退去等命令〕を求める場合のみ、以下を記載してください。

相手方と共に生活の本拠としている住居は、

□　私のみが所有し、又は私のみの名義で賃借しています。

（証拠　□登記事項証明書　（甲第　　号証）□賃貸借契約書写し（甲第　　号証）

□その他（　　）（甲第　　号証））

□　相手方が所有し、又は相手方名義で賃借しています。

□　その他（　　）

2　既に発令された保護命令事件の事件番号等は、次のとおりです。

□　(1)　　地方裁判所　　平成・令和　　年（配チ）第　　号

発令年月日　平成・令和　　年　　月　　日（□退去等　□接近禁止　□電話等禁止　□子への接近禁止　□子への電話等禁止　□親族等への接近禁止）

□　(2)　　地方裁判所　　平成・令和　　年（配チ）第　　号

発令年月日　平成・令和　　年　　月　　日（□退去等　□接近禁止　□電話等禁止　□子への接近禁止　□子への電話等禁止　□親族等への接近禁止）

3　相手方から今までに受けた暴力又は脅迫は次のとおりです。（※新しいものから順に、さかのぼって記載してください。退去等命令の理由になるのは、次の各項のそれぞれ④又は⑤ａの記載のみです。）

なお、相手方から初めて暴力又は脅迫を受けたのは平成・令和　　年　　月頃です。

(1) ①　平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

②　場所　□　自宅の

□　（上記以外の）

③　暴力又は脅迫を受けるまでの経緯

④　□　暴力を受けた場合

暴力の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

この暴力により怪我を（□しました。　□しませんでした。）

（怪我の内容）

この怪我について医師の治療を（□受けました。　□受けませんでした。）

（治療日数）　　日通院・入院

（怪我が治るまでの期間）　　日・週・月

受傷等についての証拠

□　診断書（甲第　　号証）　□　写真（甲第　　号証）

□　（甲第　　号証）

⑤　□　脅迫を受けた場合

□　ａ生命又は身体に対する脅迫の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

□　ｂ自由に対する脅迫の内容

□　ｃ名誉に対する脅迫の内容

□　ｄ財産に対する脅迫の内容

脅迫についての証拠

□　ＣＤ―Ｒ、ＵＳＢメモリ等の録音体（□　説明書面（反訳書を含む。）※）（甲第　　号証）

□　手紙・メール・ＳＭＳ等（甲第　　号証）　□　（甲第　　号証）

※発言者や内容、発言が再生開始後何分何秒のものか等を説明した書面

(2) ① 平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃
② 場所 □ 自宅の
□ （上記以外の）
③ 暴力又は脅迫を受けるまでの経緯

④ □ 暴力を受けた場合
暴力の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

この暴力により怪我を（□しました。 □しませんでした。）
（怪我の内容）

この怪我について医師の治療を（□受けました。 □受けませんでした。）
（治療日数）　　日通院・入院
（怪我が治るまでの期間）　　日・週・月
受傷等についての証拠
□ 診断書（甲第　　号証） □ 写真（甲第　　号証）
□ （甲第　　号証）
⑤ □ 脅迫を受けた場合
□ a 生命又は身体に対する脅迫の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

□ b 自由に対する脅迫の内容

□ c 名誉に対する脅迫の内容

□ d 財産に対する脅迫の内容

脅迫についての証拠
□ ＣＤ―Ｒ、ＵＳＢメモリ等の録音体（□ 説明書面（反訳書を含む。）※）（甲第　　号証）
□ 手紙・メール・ＳＭＳ等（甲第　　号証） □ （甲第　　号証）
※発言者や内容、発言が再生開始後何分何秒のものか等を説明した書面

※相手方から受けた暴力等について更に記載する場合は、このページをコピーして使用してください。

（　）① 平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

② 場所 □ 自宅の

□ （上記以外の）

③ 暴力又は脅迫を受けるまでの経緯

④ □ 暴力を受けた場合

暴力の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

この暴力により怪我を（□しました。 □しませんでした。）

（怪我の内容）

この怪我について医師の治療を（□受けました。 □受けませんでした。）

（治療日数）　　日通院・入院

（怪我が治るまでの期間）　　日・週・月

受傷等についての証拠

□ 診断書（甲第　　号証） □ 写真（甲第　　号証）

□　　（甲第　　号証）

⑤ □ 脅迫を受けた場合

□ a 生命又は身体に対する脅迫の内容（※退去等命令の理由にもなります。）

□ b 自由に対する脅迫の内容

□ c 名誉に対する脅迫の内容

□ d 財産に対する脅迫の内容

脅迫についての証拠

□ ＣＤ―Ｒ、ＵＳＢメモリ等の録音体（□ 説明書面（反訳書を含む。）※）（甲第　　号証）

□ 手紙・メール・ＳＭＳ等（甲第　　号証） □　　（甲第　　号証）

※発言者や内容、発言が再生開始後何分何秒のものか等を説明した書面

4　相手方からの更なる暴力又は脅迫によって私が生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい理由について（※以下の⑴若しくは⑵のいずれか又は両方を記入してください。退去等命令を求める場合は⑴の記載が必要です。）

⑴□　生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ

私が今後、相手方から暴力を振るわれて、私の生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと思う理由は、次のとおりです。

⑵□　精神に対する重大な危害を受けるおそれ（※以下のａ～ｃを全て記載してください。）

私が今後、相手方から暴力を受けたり、生命・身体・自由・名誉・財産への脅迫を受けて私の精神に重大な危害を受けるおそれが大きいと思う理由は、次のとおりです。

ａ　私は、平成・令和　　年　　月　　日（通院開始日（初診日））から、精神疾患に関して医師の治療を受けており、今後も通院加療を要します。

診断書（傷病名：□うつ病　□ＰＴＳＤ　□　適応障害　□不安障害　□身体化障害　□　その他（　　））（甲第　　号証）

ｂ　私は、相手方からの上記ａで記載した暴力・脅迫等がなければ、上記の精神疾患にはり患しませんでした。その理由は以下のとおりです。

ｃ　私は以下の理由により、相手方から暴力を受けたり、生命・身体・自由・名誉・財産への脅迫を受けて、私の精神に重大な危害を受けるおそれが大きいです。

※　【退去等命令を求める場合】には、上記３の各項のそれぞれ④又は⑤ａ及び４⑴の記載が必要になりますので、ご確認ください。

※　以下の５～７は、該当の申立てをする場合にそれぞれ記載してください。

５　【子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令を求める場合】

私は、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求めます。相手方が上記の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私がその子に関して相手方と面会を余儀なくされると考えている事情は、次のとおりです。

６　【親族等への接近禁止命令を求める場合】

私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と社会生活上密接な関係がある親族等への接近禁止命令を求めます。

⑴　氏（ふりがな）　名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

⑵　氏（ふりがな）　名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

⑶　氏（ふりがな）　名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

７　【再度の退去等命令を求める場合】

私が、自らの責めに帰することのできない事由により前回の退去等命令の期間内に転居を完了することができないことその他、再度の退去等命令を求める理由は、以下のとおりです。

※　以下は、全ての方について記載が必要です。

８　私は次のとおり、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談したり、援助や保護を求めました。

(1)①　平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

②　相談機関

□　警視庁　　警察署　□　東京都女性相談支援センター

□　東京ウィメンズプラザ　□

③　相談内容

□　相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

□　相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

□　今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること

□　子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情

□　親族等への接近禁止命令を求める事情

□　再度の退去等命令を求める事情

□

④　措置の内容

□　保護命令制度についての情報提供

□　　を受けました。

(2)①　平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

②　相談機関

□　警視庁　　警察署　□　東京都女性相談支援センター

□　東京ウィメンズプラザ　□

③　相談内容

□　相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

□　相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

□　今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること

□　子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情

□　親族等への接近禁止命令を求める事情

□　再度の退去等命令を求める事情

□

④　措置の内容

□　保護命令制度についての情報提供

□　　を受けました。

(3)①　平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

②　相談機関

□　警視庁　　警察署　□　東京都女性相談支援センター

□　東京ウィメンズプラザ　□

③　相談内容

□　相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

□　相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

□　今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること

□　子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情

□　親族等への接近禁止命令を求める事情

□　再度の退去等命令を求める事情

□

④　措置の内容

□　保護命令制度についての情報提供

□　　を受けました。

(4)①　平成・令和　　年　　月　　日午　　時頃

②　相談機関

□　警視庁　　警察署　□　東京都女性相談支援センター

□　東京ウィメンズプラザ　□

③　相談内容

□　相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

□　相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

□　今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること

□　子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情

□　親族等への接近禁止命令を求める事情

□　再度の退去等命令を求める事情

□

④　措置の内容

□　保護命令制度についての情報提供

□　　を受けました。

（別紙）

当 事 者 目 録

申　立　人
（郵便番号）　　－

（住所）

（電話番号）　　（　　）
ふりがな
（氏名）　　（生年月日）昭和・平成　　年　　月　　日生

相　手　方
（郵便番号）　　－

（住所）

（電話番号）　　（　　）
ふりがな
（氏名）　　（生年月日）昭和・平成　　年　　月　　日生

※申立人の住所としては相手方に知られている住所や相手方と同居していたときの住所を記載してください。相手方に知られたくない住居所や電話番号は記載しないでください。